

## 熊本県立中学校学則の一部を改正する規則の制定について

このことについて、別紙のとおり制定することとする。

(提案理由)

熊本県立中学校学則の一部を改正する規則の制定については、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第1項第2号の規定により、教育委員会に付議する必要があるため。

参考：関係法令条項

●熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成20年熊本県教育委員会規則第5号）

（委任）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(1) (略)

(2) 教育委員会規則及び教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること

(3)～(25) (略)

2 (略)

## 規則案の概要

### 1 規則の名称

熊本県立中学校学則の一部を改正する規則

### 2 制定の必要性

熊本県立ゆうあい中学校の新設に伴い、関係規定を整備する必要がある。

### 3 内容

- (1) 熊本県立ゆうあい中学校の教育課程について、熊本県立学校管理規則において定める規定を設ける。(第13条の2関係)
- (2) 熊本県立ゆうあい中学校の入学及び編入学の手続等に関する規定を設ける。(第17条、第20条関係)
- (3) 熊本県立ゆうあい中学校の生徒の休学及び復学の手続等に関する規定を設ける。(第21条の2、第21条の3関係)
- (4) 感染症に係る出席停止について、熊本県立ゆうあい中学校の生徒については、当該生徒に命ずることができることとする。(第24条関係)
- (5) その他所要の規定の整理を行う。(第18条、第22条関係)
- (6) この規則は、令和5年8月1日から施行する。

熊本県教育委員会規則第 号

熊本県立中学校学則の一部を改正する規則

熊本県立中学校学則（平成20年熊本県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

（夜間中学の教育課程）

第13条の2 熊本県立ゆうあい中学校（以下「ゆうあい中学校」という。）の教育課程については、管理規則第6条の4に定めるところによる。

第17条に次の1項を加える。

3 ゆうあい中学校の入学は、前項の規定にかかわらず、入学願その他必要な書類及び面接の結果を資料として用いた入学者の審査に基づいて、校長がこれを許可する。

第18条中「連署」の次に「（入学を許可された者が成年者である場合を除く。以下この章において同じ。）」を加え、「うえ」を「上」に改める。

第20条第1項中「第2学年以上に入学」の次に「（以下この条において「編入学」という。）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 ゆうあい中学校の編入学は、前項の規定にかかわらず、入学願その他必要な書類及び面接の結果を資料として用いた入学者の審査に基づいて、校長がこれを許可する。

第21条の次に次の2条を加える。

（夜間中学の生徒の休学）

第21条の2 病気その他やむを得ない事由により1月以上就学することができないゆうあい中学校の生徒は、保護者と連署の上、その事由及び期間を記載した書面に医師の証明書等その事由を証する書類を添えて、校長に休学を願い出ることができる。

2 校長は、休学の事由を適当と認めるときは、休学を許可するものとする。

3 校長は、前項の規定により休学を許可した場合は、その旨を当該生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

4 休学の期間は、1月以上1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合には、休学の期間を満2年に達するまで延長することができる。

5 校長は、休学の期間を経過し、復学できない生徒については、除籍するものとする。

（夜間中学の生徒の復学）

第21条の3 前条第2項の規定により休学した生徒が復学しようとするときは、保護者と連署の上、その事由及び期日を記載した書面に医師の証明書等その事由を証する書類を添えて、校長に復学を願い出なければならない。

2 校長は、休学の事由が消滅したと認めるときは、相当学年に復学を許可するものとする。

3 校長は、前項の規定により復学を許可した場合は、その旨を当該生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

第22条第3項中「学齢生徒」を「生徒」に改める。

第24条に次のただし書を加える。

ただし、ゆうあい中学校の生徒にあっては当該生徒にこれを命ずることができる。

附 則

この規則は、令和5年8月1日から施行する。



<p>(新設)</p>	<p><u>(夜間中学の生徒の休学)</u>  <u>第 21 条の 2 病気その他やむを得ない事由により 1 月以上就学することができないゆうあい中学校の生徒は、保護者と連署の上、その事由及び期間を記載した書面に医師の証明書等その事由を証する書類を添えて、校長に休学を願い出ることができる。</u>  2 <u>校長は、休学の事由を適当と認めるときは、休学を許可するものとする。</u>  3 <u>校長は、前項の規定により休学を許可した場合は、その旨を当該生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。</u>  4 <u>休学の期間は、1 月以上 1 年以内とする。ただし、特別の事情がある場合には、休学の期間を満 2 年に達するまで延長することができる。</u>  5 <u>校長は、休学の期間を経過し、復学できない生徒については、除籍するものとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(夜間中学の生徒の復学)</u>  <u>第 21 条の 3 前条第 2 項の規定により休学した生徒が復学しようとするときは、保護者と連署の上、その事由及び期日を記載した書面に医師の証明書等その事由を証する書類を添えて、校長に復学を願い出なければならない。</u>  2 <u>校長は、休学の事由が消滅したと認めるときは、相当学年に復学を許可するものとする。</u>  3 <u>校長は、前項の規定により復学を許可した場合は、その旨を当該生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。</u></p>
<p>(退学)  第 22 条 (略)  2 (略)  3 校長は、前項の退学を許可した場合は、その旨を当該<u>学齢生徒</u>の住所</p>	<p>(退学)  第 22 条 (略)  2 (略)  3 校長は、前項の退学を許可した場合は、その旨を当該<u>生徒</u>の住所の存</p>

<p>の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。 (出席停止) 第24条 校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある生徒について、その出席停止を命ずる必要があると認めるときは、その保護者に対し、生徒の出席停止を命ずることができる。 _____ _____</p>	<p>する市町村の教育委員会に通知しなければならない。 (出席停止) 第24条 校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある生徒について、その出席停止を命ずる必要があると認めるときは、その保護者に対し、生徒の出席停止を命ずることができる。<u>ただし、ゆうあい中学校の生徒にあっては当該生徒にこれを命ずることができる。</u></p>
---	---